

- ・障害児者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修（人権・虐待防止）の実施を行うものとする。
- ・当該障害児者福祉施設に入所、又は利用、当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害児者（利用する人）及びその家族からの苦情の処理の体制の整備（苦情窓口の開設等）を行うものとする。
- ・その他の障害児者福祉施設従事者等による障害児者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする

3 使用者（障害児者を雇用する者）による障害児者虐待

- ・障害児者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・正当な理由なく障害児者の身体を拘束すること（本人に危険が及ぶと思われる場合等の緊急時を除く）
- ・障害児者にわいせつな行為をすること又は強制し、わいせつな行為をさせること
- ・障害児者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害児者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・当該事業所に使用される他の労働者による「わいせつ・暴力・拘束等」の行為を黙認すること
- ・障害児者の財産（家屋・資産等）を不当に処分すること
- ・その他障害児者から不当に財産上の利益（障害年金・給与等）を得ること

- ・障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施（人権・虐待防止等）を行うものとする。
- ・当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備（苦情窓口の開設等）を行うものとする。
- ・その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする
- ・養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害児について行われるものを除く）を受けたと思われる障害児者を発見した者は速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

第 10 章 虐待に値する行為とは

◎自分がされたら嫌なことを障害児者にしてはいけない。常に相手の立場で適切な支援を心がけましょう

★障害児者虐待の類型は、次の 5 つ（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる）

1. 身体的虐待

※障害児者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な

理由なく障害児者の身体を拘束すること

【具体的な例】

- ・つねる・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける等の行為で打撲させる
- ・たばこを押しつける等の行為で火傷をさせる
- ・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける・医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する・ミトンやつなぎ服を着せる・部屋に閉じ込める・施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等)
- ・熱湯を飲ませる・無理やり食べられないものを食べさせる・食事を与えない
- ・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る

2. 放棄・放置

※**障害児者**を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等により養護を著しく怠ること

【具体的な例】

- ・自己決定と言って放置する
- ・話しかけられても無視する
- ・失禁をしても衣服を取り替えない
- ・不注意によりけがをさせる。食事や水分を十分に与えない
- ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- ・あまり入浴させない
- ・汚れた服を着させ続ける
- ・排泄の介助をしない
- ・髪や爪が伸び放題
- ・室内の掃除をしない
- ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる
- ・病気やけがをしても受診させない
- ・学校に行かせない
- ・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する
- ・同居人や関係者による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する

3. 心理的虐待

※**障害児者**に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害児者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

【具体的な例】

- ・「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫
- ・「何度言ったらわかるの」など心を傷つけることを繰り返す
- ・他の障害児者と差別的な取り扱いをする
- ・「バカ」「あほ」等障害児者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う

- ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する

4.性的虐待

※障害児者にわいせつな行為をすること又は障害児者にわいせつな行為をさせること

【具体的な例】

- ・性交・性的暴力・性的行為の強要
- ・性器や性交・性的雑誌やビデオを見るように強いる
- ・裸にする ・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する
- ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する

5.経済的虐待

※障害児者の財産を不当に処分すること、そのほか障害児者から不当に財産上の利益を得ること

【具体的な例】

- ・障害児者の同意を得ない年金等を流用など財産の不当な処分
- ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。
- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる
- ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない

第 11 章 虐待を未然に防ぐ心構え

1. 管理職、職員の研修、資質向上

- ・障害児者の人権の尊重や虐待の問題について、管理職、職員に高い意識が必要
- ・職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠
- ・管理者が率先し職員とともに風通し良く働きがいのある職場環境を整える必要

2.個別支援の推進

- ・利用者個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが虐待を防止すること

3.開かれた施設運営の推進

- ・地域住民やボランティアや実習生など多くの人が施設に関わることやサービス評価(自己評価・第三者評価など)の導入も積極的に検討することが大切

4. 実効性のある苦情処理体制の構築

- ・障害福祉サービス事業所等に対してサービス利用者やその家族からの苦情処理体制を整備すること等により虐待防止等の措置を講ずること

※職員の人権意識の向上

- ・職員が自らの行為が虐待などの権利侵害に当たることを自覚していない場合があることから掲示物を事業所の見やすい場所に掲示し、職員の自覚・自省を促す
- ・倫理綱領、行動規範等を定め、職員に周知徹底する